

国自旅第438号
平成26年 1月24日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の
処理方針について」の一部改正について

「特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針について」（平成14年1月31日付け国自旅第165号の2）の一部を別紙の改正欄のとおり改正することとしたので、その旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

○特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針について（平成14年1月31日付け国自旅第165号の2）

改 正	現 行
<p style="text-align: right;">国自旅第165号の2 平成14年1月31日 一部改正 平成14年7月 1日 一部改正 平成16年6月30日 一部改正 平成17年4月28日 一部改正 平成19年7月25日 一部改正 平成20年6月27日 <u>一部改正 平成26年1月24日</u></p> <p>各地方運輸局長 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局長</p> <p style="text-align: center;">特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の 処理方針について</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <p>1. 許可(道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第43条第1項) (1)～(10) (略) (11) 法令遵守 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)(以下「申請者等」という。)が、次の①から③のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。 ① 法、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)、<u>タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)</u>等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。 ② 法、貨物自動車運送事業法、<u>タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及</u></p>	<p style="text-align: right;">国自旅第165号の2 平成14年1月31日 一部改正 平成14年7月 1日 一部改正 平成16年6月30日 一部改正 平成17年4月28日 一部改正 平成19年7月25日 一部改正 平成20年6月27日</p> <p>各地方運輸局長 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局長</p> <p style="text-align: center;">特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の 処理方針について</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <p>1. 許可(道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第43条第1項) (1)～(10) (略) (11) 法令遵守 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)(以下「申請者等」という。)が、次の①から③のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。 ① 法、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号) <u>及び</u>タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。 ② 法、貨物自動車運送事業法 <u>及び</u>タクシー業務適正化特別措置法等の違反によ</p>

び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

(12) (略)

2. 事業計画の変更の認可(法第43条第5項(法第15条準用))

- (1) 1. (1)～(10)、(12)の定めるところに準じて審査すること。
(2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。

① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令

り申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

- ③ 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

(12) (略)

2. 事業計画の変更の認可(法第43条第5項(法第15条準用))

- (1) 1. (1)～(10)、(12)の定めるところに準じて審査すること。
(2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。

① 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

② 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

③ 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

④ 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。

ては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。

- ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させてないこと。
- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)がないこと。
- ⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

3. (略)

附 則(平成14年1月31日 国自旅第165号の2)

1. 本処理方針は、平成14年2月1日以降に申請するものから適用するものとする。
2. 1(11)、2(2)②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則(平成14年7月1日 国自旅第70号)

1. 本処理方針は、平成14年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。
2. 1.(11)、2.(2)①及び2.(2)②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則(平成16年6月30日 国自旅第78号)

1. 本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則(平成19年7月25日 国自旅第107号)

1. 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日、国自整第216号)の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている特定旅客運送事業者については施行日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則(平成20年6月27日 国自旅第117号)

1. 本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成26年1月24日 国自旅第438号)

1. 本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

- ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させてないこと。

- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)がないこと。

- ⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

3. (略)

附 則(平成14年1月31日 国自旅第165号の2)

1. 本処理方針は、平成14年2月1日以降に申請するものから適用するものとする。
2. 1(11)、2(2)②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則(平成14年7月1日 国自旅第70号)

1. 本処理方針は、平成14年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。
2. 1.(11)、2.(2)①及び2.(2)②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則(平成16年6月30日 国自旅第78号)

1. 本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則(平成19年7月25日 国自旅第107号)

1. 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日、国自整第216号)の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている特定旅客運送事業者については施行日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則(平成20年6月27日 国自旅第117号)

1. 本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。